



兵庫労働局発表
平成26年11月27日

【照会先】
担 兵庫労働局労働基準部賃金課
課長 福丸裕久
当 専門監督官 箕笹幸介
(電話) 078-367-9154

報道関係者 各位

特定(産業別)最低賃金の発効について

— 発効日は平成26年12月1日 —

兵庫労働局(局長 中山明広)は、兵庫地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の答申(意見)を踏まえ、平成26年10月31日までに、下記のとおり、兵庫労働局長が決定している9件の特定(産業別)最低賃金のうち繊維工業を除く8件の最低賃金を改正することを決定し、官報公示を行った。

なお、繊維工業最低賃金については、審議会において審議されており、答申後に改正決定することとしているが、改正決定された最低賃金が発効するまでは、兵庫県最低賃金が適用される。

特定(産業別)最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	改定率(%)	改正決定日	効力発生年月日
塗料製造業	894円	10円	1.13	平成26年10月29日	平成26年12月1日
鉄鋼業	877円	11円	1.27	平成26年10月20日	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	858円	11円	1.30	平成26年10月29日	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	821円	11円	1.36	平成26年10月28日	同上
輸送用機械器具製造業	892円	10円	1.13	平成26年10月10日	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	822円	10円	1.23	平成26年10月28日	同上
各種商品小売業	786円	5円	0.64	平成26年10月16日	同上
自動車小売業	830円	6円	0.73	平成26年10月31日	同上

兵庫県最低賃金	776円	15円	1.97	平成26年9月1日	平成26年10月1日
---------	------	-----	------	-----------	------------

I 特定(産業別)最低賃金について

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業に属する事業場の労働者に適用される最低賃金であり、兵庫県では9件決定されている。

兵庫県内のすべての事業場の労働者に適用される兵庫県最低賃金は、平成26年9月1日に改正決定され、同年10月1日に発効した。改正後の時間額は、776円(引上げ額15円)である。

II 特定(産業別)最低賃金の改正決定の経過

1 兵庫地方最低賃金審議会の答申

- (1) 兵庫労働局長は、繊維工業最低賃金を除く8件の特定(産業別)最低賃金について、平成26年7月30日、審議会に対し改正決定の諮問を行い、繊維工業最低賃金については8月21日に改正決定の諮問を行った。
- (2) 審議会は、特定(産業別)最低賃金ごとに専門部会を設け、春季の賃上げ交渉妥結結果、県内約2,000件の事業所に対する統計調査の結果、経済・雇用・賃金関係指標などの資料を基に審議を行った。
- (3) 審議会は、専門部会において、延べ22回にわたる審議を行い、10月2日までに、兵庫労働局長に対し、上記一覧表のとおり、特定(産業別)最低賃金の改正決定を答申した。

2 特定(産業別)最低賃金の改正決定等

兵庫労働局長は、答申を踏まえ、特定(産業別)最低賃金の改正決定を行い、平成26年10月10日から同年10月31日にかけて、順次、官報公示を行った。